

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシュ	バングラデシュ人民共和国政府 に對する贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000 千円 2022.10.30 まで	2021.10.25 ダッカで (同日)	日本側 伊藤直樹在バングラデシュ大使 側 フアラテイブ・ヤスミン財務省経済関係局次官	2021.12.3 391号
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	462,000 千円 2029.12.31 まで	2021.12.22 ダッカで (同日)	日本側 伊藤直樹在バングラデシュ大使 側 フアラテイブ・ヤスミン財務省経済関係局次官	2022.2.4 59号
バングラデシュ	行政運営研究・人材育成施設整備備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	行政運営研究・人材育成施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,429,000 千円 2027.12.31 まで	2021.12.22 ダッカで (同日)	日本側 伊藤直樹在バングラデシュ大使 側 フアラテイブ・ヤスミン財務省経済関係局次官	2022.2.4 60号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。